

(目的)

第1条 リニモ沿線地域づくり会議（以下「会議」という。）は、「リニモ沿線地域づくり構想」の推進を図るため、リニモ沿線における地域づくりの機運を高め、関係者が協働して取り組むことができるよう、有識者から幅広く助言を得ることを目的として設置する。

(構成)

第2条 会議は、別表に掲げる委員により構成する。

2 委員は、委員が指名する者を代理として出席させることができる。

(組織)

第3条 会議には委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は会議を総括し、会議の進行にあたる。

4 委員長は必要に応じ、委員以外の者の参加を求めることができる。

(オブザーバー)

第4条 会議にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会議の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から審議に関する助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集する。

(庶務)

第6条 会議に関する庶務は、リニモ沿線地域づくり調査研究会（事務局 愛知県地域振興部地域政策課）において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成21年8月21日から施行する。

リニモ沿線地域づくり会議委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属 等
内 田 友 宏	愛知学院大学事務局長
木 村 光 伸	名古屋学院大学人間健康学部教授
栗 本 博 行	名古屋商科大学事務局長
後 藤 正 光	社団法人中部不動産協会 (名鉄不動産株式会社 取締役ビル事業本部長)
宍 戸 哲	愛知工業大学事務局長
島 田 善 規	リニモねっと代表
鈴 木 政 成	瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会会長
瀬 口 哲 夫	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
土 居 友 二	豊田商工会議所専務理事
萩 野 忠 克	あいち尾東農業協同組合代表理事組合長
別 所 恒 治	社団法人不動産協会中部支部 (三交不動産株式会社 住宅事業本部業務推進部長兼用地部長)
堀 場 修 二	長久手町リニモ活性化会議副会長
前 田 裕 介	株式会社ビー・コネクト代表取締役
松 宮 朝	愛知県立大学教育福祉学部准教授 (愛知県立大学地域連携センター長補佐)
山 田 正 勝	愛知県公立大学法人本部事務局次長兼総務部長

オブザーバー

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 名
羽 根 田 泰 男	愛知環状鉄道株式会社常務取締役総務部長
林 一 也	愛知高速交通株式会社総務部長
藤 田 信 彰	名鉄バス株式会社運輸部運輸第2課長

事務局

リニモ沿線地域づくり調査研究会（愛知県、瀬戸市、豊田市、日進市及び長久手町で構成）